

Spot Light

公共下水道第9次拡張計画区域 特定環境保全公共下水道事業一宮地区第1排水施設 受益者負担金・分担金が決まりました

公共下水道第9次拡張計画区域の受益者負担金と特定環境保全公共下水道事業一宮地区第1排水施設の受益者負担金が決まりましたので、お知らせします。

くわしいことは、下水管理課（93局0157番）へ、お問い合わせください。

公共下水道第9次拡張計画区域 受益者負担金

市では、平成21年度から公共下水道第9次拡張計画区域として、豊川東部第1地区をはじめ、約359鈔の区域で公共下水道の整備を行います。

整備開始に伴い、該当地区に土地をお持ちの方から、受益者負担金として所有する土地1平方メートルあたり360円を平成22年度から順次、賦課徴収させていただきます、公

共下水道の整備費用の一部として使わせていただきます。

なお、平成22年度に賦課徴収の対象となる方については、4月末

公共下水道第9次拡張計画区域の賦課徴収年度と対象区域

■平成22年度

地区	対象区域
豊川東部第1地区	全域 = 谷川町洞、瀬木町北裏、牧野町1丁目・2丁目、住吉町1丁目・2丁目▷一部地域 = 谷川町中道
大崎北部地区	全域 = 大崎町宮ノ坪、南千両2丁目▷一部地域 = 大崎町高野・門、千両町日焼・数谷原、南千両1丁目

■平成23年度

地区	対象区域
白鳥地区	全域 = 白鳥町割塚・野口前・兎足、八幡町野路▷一部地域 = 野口町道下、八幡町鐘鑄場、市田町新道下
御油北部地区	全域 = 御油町中川原・西小深田・井ノ口・上河原・一重敷▷一部地域 = 御油町砲六土・池下・当座山・池田・北沢・向山・米野
小田測地区	全域 = 小田測町田畑・2～5丁目▷一部地域 = 国府町天神・前崎、白鳥町京次・山桃・穴田

■平成24年度以降

地区	対象区域
上宿地区	全域 = 八幡町西六光寺▷一部地域 = 八幡町下六光寺・上六光寺・寺前・黒仏・上宿・大池
八幡・野口地区	全域 = 八幡町下天王・足洗・弥五郎▷一部地域 = 市田町中社、野口町道下・前野・新屋敷、八幡町鐘鑄場・横道
白鳥・久保地区	全域 = 久保町雲明・上見堂・揚畑・社地、白鳥町上郷中・下郷中▷一部地域 = 久保町葉善寺・流・後口・下屋敷・向田・金堂、国府町桜田、白鳥町防入・2丁目・5丁目、八幡町西赤土・佃
市田地区	全域 = 市田町西赤早稲・東新屋・新屋前・大道下▷一部地域 = 市田町上新屋・南野・七反田・新道下・下新屋・中新屋・中社
豊川東部第2地区	全域 = 大橋町1～5丁目、谷川町天王▷一部地域 = 谷川町中道

特定環境保全公共下水道事業 一宮地区第1排水施設受益者負担金

市では、平成21年度から特定環境保全公共下水道事業一宮地区第

ごりに案内状を送付し、5月末ごろから各地区で説明会を行います。23年度以降に賦課徴収の対象となる方については、賦課徴収の前年に説明会を行います。

1排水施設の整備を行います。

整備開始に伴い、該当地区で対象となる方には、受益者負担金として1ます当たり36万2千円を平成21年度から順次、賦課徴収させていただきます。

なお、平成22年度以降に賦課徴収の対象となる方については、賦課徴収の前年度に説明会を行う予定です。

特定環境保全公共下水道事業一宮地区第1排水施設の 賦課徴収年度と対象区域

■平成21年度

地区	対象区域（全て一部地域）
上新切・野添地区	一宮町泉・社・上新切・野添・西垣内
松原地区	一宮町大池、松原町京田・近畑・島川原・宝川・南貝津

■平成22年度

地区	対象区域（全て一部地域）
鐘水・石道・荒屋地区	大木町石道・荒屋・下縄手・鐘水、上長山町小南口原、一宮町亥子角

■平成23年度以降

地区	対象区域（全て一部地域）
東上本村地区	東上町井谷沢・漆畑・大屋敷・北田・下手・滝平・東京寺
東上北岡地区	東上町北岡

平成21年4月1日改正
豊川市コミュニティバスの主な停留所の時刻表

萩・長沢線

停留所	第1巡	第2巡	第3巡	第4巡	第5巡	第6巡	
大林	7:43	9:13	10:43	12:43	14:13	15:43	17:13
萩小学校	7:46	9:16	10:46	12:46	14:16	15:46	17:16
名電赤坂駅	7:54	9:24	10:54	12:54	14:24	15:54	17:24
音羽庁舎	7:58	9:28	10:58	12:58	14:28	15:58	17:28
薬局前	8:05	9:35	11:05	13:05	14:35	16:05	17:35
グリーンヒル音羽	8:17	9:47	11:17	13:17	14:47	16:17	17:47
薬局前	8:28	9:58	11:28	13:28	14:58	16:28	
音羽庁舎(着)	8:35	10:05	11:35	13:35	15:05	16:35	
音羽庁舎(発)	8:55	10:25	12:25	13:55	15:25	16:55	



赤坂・赤坂台線

停留所	第1巡	第2巡	第3巡	第4巡	第5巡	第6巡	第7巡	第8巡	第9巡	
赤坂台上方	7:45	8:35	9:45	10:35	11:45	13:35	14:45	15:35	16:45	17:35
赤坂台地区市民館	7:48	8:38	9:48	10:38	11:48	13:38	14:48	15:38	16:48	17:38
サンヒル赤坂	8:01	8:51	10:01	10:51	12:01	13:51	15:01	15:51	17:01	17:51
音羽庁舎(着)	8:10	9:00	10:10	11:00	12:10	14:00	15:10	16:00	17:10	
音羽庁舎(発)	8:20	9:10	10:20	11:10	12:20	14:10	15:20	16:10	17:20	
会下山	8:14	9:24	10:14	11:24	13:14	14:24	15:14	16:24	17:14	
音羽庁舎(着)	8:21	9:31	10:21	11:31	13:21	14:31	15:21	16:31	17:21	
音羽庁舎(発)	8:22	9:32	10:22	11:32	13:22	14:32	15:22	16:32	17:22	
赤坂台地区市民館	8:31	9:41	10:31	11:41	13:31	14:41	15:31	16:41	17:31	

※1人1乗車につき200円。毎週月～土曜日運行(日曜日、年末年始は運休)

旧音羽地域のコミュニティバス 時刻表が変わります

市では、旧音羽地域で運行しているコミュニティバスの時刻表を、名鉄名古屋本線のダイヤ改正に伴い、平成21年4月1日から左表のとおり改正します。ご理解とご協力をお願いします。

なお、時刻表の改正による路線や停留所などの変更はありません。

くわしいことは、商工観光課

(89局2140番)へ、お問い合わせください。

国民年金

こんなときは届け出を

- ① 日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入します。
 - ② 就職、退職、婚姻などによって、加入する種別が変わることがあり、その時々届け出が必要になってきます。主な場合は、次のとおりです。
 - ③ 退職または配偶者(厚生年金・共済組合に加入している人)の扶養から外れたときは、第1号被保険者になります。保険年金課へ届け出てください。
 - ④ 就職して厚生年金や共済組合に加入したときは、第2号被保険者になります。就職先の事業主が手続きをします。
 - ⑤ 婚姻、退職などで配偶者(厚生年金・共済組合に加入している人)に扶養されるようになったときは、第3号被保険者になります。配偶者が勤務している事業主が手続きをします。
- くわしいことは、保険年金課(89局2177番)へ、お問い合わせください。

「まち元気シンポジウム」の参加者を募集

まちづくり推進課 ☎89-2108

市では、女優・いとうまい子さん、メ〜テレアナウンサー・鈴木しおりさんをお招きして、中心市街地の活性化をテーマにシンポジウムを開催します。当日は、「いなり寿司大集合」と題した催しなど、中心市街地の物産の販売も行います。

日時 3月1日(日)午後2時から

会場 市民プラザ(プリオII 4階)

対象 市内に在住、または在勤の方

定員 300人

参加費 無料

申し込み 2月6日から20日まで、先着順に受け付け。直接、まちづくり推進課(北庁舎3階)

へ。郵送の場合は、参加者(2人まで)の①郵便番号②住所③氏名④年齢⑤電話番号——を記入のうえ、まちづくり推進課(〒442-8601 諏訪1の1)へ

応募期限 2月20日(金) = 必着



いとうまい子さん